

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 24 日に、神戸市中央区新港町 5-2 全日本港湾労働組合関西地方神戸支部執行委員長碓氷良介から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 27 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 事件

組合員に対する再雇用（第 2 運転士社員としての継続雇用）拒否の撤回

2 日時

令和 2 年 5 月 5 日以降

3 場所

神戸市東灘区魚崎浜町 32-2 神戸市交通局魚崎営業所  
神戸市長田区松野通 1 丁目 2 番地 1 号新長田地下鉄ビル 神戸交通振興(株)

4 概要

上記の事業所及び職場において、連続的あるいは断続的に抗議行動ほか、すべての業務停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を行う。